人口動態調査死亡票における介護医療院の対応について

資料３

１．改正の趣旨

○　地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）第１条の規定に基づく、改正後の介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第29項の規定により、新たな介護保険施設として介護医療院（慢性期の医療・介護ニーズへの対応のために「日常的な医学管理が必要な要介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設）が創設され、平成30年４月１日から施行された。

○　同法の施行に伴い、医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第20条第２項に規定する第４号書式（死亡診断書又は死体検案書の様式）改正が同日施行され、死亡したところの種別について、「介護老人保健施設」から「介護医療院・介護老人保健施設」に変更された。

○　上記改正に伴って、人口動態調査死亡票の「(12)(13)死亡したところの種別」についても同様に、「３介護老人保健施設」から「３介護医療院・介護老人保健施設」へと変更した。

２．改正点

○　人口動態調査死亡票の「(12)(13)死亡したところの種別」について、「３介護老人保健施設」から「３介護医療院・介護老人保健施設」へと改正を行った。

（平成30年３月31日以前）

(12)(13) 死亡したところの種別	1 病院	2 診療所	3 介護老人保健施設	4 助産所	5 老人ホーム	6 自宅	7 その他	施設の名称

（平成30年４月１日以降）

(12)(13) 死亡したところの種別	1 病院	2 診療所	3 介護医療院・介護老人保健施設	4 助産所	5 老人ホーム	6 自宅	7 その他	施設の名称